

## 第4期第6回川口市自治基本条例運用推進委員会次第

日 時 : 平成25年7月31日(水)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 特別会議室

1 開 会

2 議 事

- ・自治基本条例の認知度を上げるため、望ましい委員会の在り方について

3 次回の会議について

4 その他

5 閉 会

## ●各委員の意見要約（7/31 委員会用）

- - ・ 保育所、学校の保護者向け、若い人が集まるイベントで広報してはどうか。
  - ・ 条例の中身でなく推進していくための広報手段を検討する。
- - ・ 条例の周知増強計画（数年間）などを設定し、一定期間が経過した後に委員会が評価してはどうか。したがって当面委員会は休止してはどうか。
  - ・ 条例は今すぐ改正するよりも、一定期間周知した後に議論することが望ましい。
- - ・ 個別具体化した課題が生じた際に市民参加を募り、数年に一度集中的に審議する形式が望ましいと考える。
  - ・ 市民に直接的に影響がないので認知度を上げることは難しいのではないかと。
- - ・ 見直し以前の問題として、条例に添った運用がされているかの検証が第一である。
  - ・ 自治基本条例の日のような記念日を設け、教育現場での啓発に繋げる。
- - ・ アンケートや広報紙も知っている、知らない、一過性で終わってしまう。
  - ・ 上から流れをつくるより、市民が関心のある事例を挙げて下から流れをつくる。
- - ・ この委員会の目的を条例の周知・啓発活動に特化してはどうか。
  - ・ 自治基本条例に特化した市民意識調査を実施する。
  - ・ 1年ごとに半数を入れ替える形式をやめ、2年任期で一斉に委嘱する形式に変更。
- - ・ 条例が良いまちづくりに寄与しているかという点を議論することが広報をする上で必要ではないかと。
  - ・ 委員会の在り方については、当面はこのままで良い。開催の総時間数を考えると、踏み込んだ具体的な議論を期待するよりも大卒の監視機能としての役割で良いと思う。
- - ・ この委員会が必要な時に立ち上げ、その都度開催する形が良いと思う。
  - ・ この委員会で認知度を上げることは難しいため、別のチームが活動してはどうか。
  - ・ 認知度を上げる方法については、学校教育の現場で勉強することが良いと思う。
- - ・ 認知度を上げる方策については、1) メディア、広報誌の活用 2) 公聴会・対話集会の実施 3) 学校教育に組み込む 4) 町会・自治会で出前授業
  - ・ 委員会の答申で問題を提起するだけでなく、その後内容がどう反映されているのかまで関与していく必要がある。
  - ・ 条例については見直し箇所はないと認識しており、任期は2年で良いが、人数、開催回数も許されるなら増やした方が良い。

■  
・自治基本条例の市民対象アンケートを実施してはどうか。

・条例の条文よりもわかりやすい事例等を挙げて、具体的に紹介してはどうか。

・川口市のHP、学校教育の現場、若年層向け、などPRする手段を色々と変えるべき。

・より有効な委員会運営にするためには、自治活動に深く従事されている方を委員にしてはどうか。それぞれの年代から公募を募るのも有効かもしれない。

・任期については2年が妥当であるが、現行のような審議する委員会であればさほどの開催頻度の必要性は感じないが、認知度を上げることに特化した場合は足りないと思う。

■  
・前提として、現行の委員会条例を変更しないとした上での提案であるが、認知度を向上することによって、何を期待するのかを明確にする必要がある。

・市の各施策を可視化することによって、目に見える施策に対する市民からのフィードバックを得て、初めて認知度を客観的に測定できると思う。

・任期は2年とすると、未決定事項や継承などを正副委員長、事務局に期待せざるを得ない。

・任期を終了した委員が関与、意見表明できるチャンネルを開設してもらいたい。

■  
・住民自治の大切さを以下の提案により、市民等に訴え、広報する。

1) 市長が「日本一のボランティアの街」のように宣言し推進する。2) 小中学校教育の一環として住民自治の大切さを教育する。3) 子どもにもわかる教材やパンフレットを作成する。

・現行の運用推進委員会の役割を明確化する。この委員会設置の趣旨は、条例を作りっぱなしにしないことであり、必置の委員会である。新たな提案としては、推進アクションプランの策定、委員定数の2名増員、運用推進委員会の開催回数や審議時間が不足しているため増やすべきである。自治基本条例ならびに各種条例の法体系のバランス、整合性を図る。

・条文の見直しについては、条文中の「自治」をすべて「住民自治」とし、改訂条文を追加し、明確化する。

・市民にとって使いやすいハンドブックのような自治基本条例にする。

※線の部分については、認知度を上げる提案・方策

(12)

※全意見(34)

## ■委員会の在り方についてのキーワード類型

自治基本条例の認知度を上げるための提案は要約に出されていたものであり、それらを実現するために現行の委員会で可能なのかを整理した。

### 現行の委員会

●縮小

●拡大

●変革性

- 委員定数2名増員、委員会開催回数と審議時間増
- 認知度を上げることに特化した場合は足りない？  
ただし、現行の内容なら回数・時間・2年任期は妥当

- それぞれの年代から公募を募る
- 有効な委員会運営にするため自治活動者を委員にする
- 1年ごとに半数を入れ替える形式を改め2年任期で一斉に委嘱する形に変更
- 答申するだけでなく、その後がどう反映されているのかまで関与する

○条例の周知増強計画設定

- 現行の審議形式委員会は開催頻度の必要性は感じない
- 必要な時に立ち上げ、その都度開催する形
- 具体化した課題が生じた際に市民参加を募り数年に一度集中的に審議する形式

○委員会の休止

○推進アクションプランの策定

### 新たな形の委員会

## 自治基本条例運用推進委員会

### －認知度アップについて－

自治基本条例自体知らない市民が殆どで、かつ若年層の認知度は更に低いと思われます。

今後、市の主役となっていくのは若い人、特に子どもを持つ子育て世代が一番川口市の将来を気にしているのではないのでしょうか。

SNS等、ネットでそもそも自治基本条例とは何かというところから入り、段階を追って詳細を紹介していく。

また、保育所、学校の保護者向け、若い人が集まるイベント等で広報していけば良いのではないかと思います。

### －委員会の在り方－

条例の中身ではなく、推進していくための広報手法について検討した方が良いかと思えます。

ただ、内容を知らなければ伝えることも出来ないので今年に入ってから行った策定当時の事を知る機会があったのは意義のあることでした。

### 【委員会の在り方について】

これまでの当委員会の活動を踏まえると、当条例の市民に対する認知度が低い事を除けば運用など一定の評価が出来ていると考える。

当条例をより広く市民に周知してもらう為に、自治体として何が出来るのかを検討し実施してはどうか？

例えば、自治体として実施する事業に対し当条例を関連付けてこの条例が如何に重要であるかを市民に知ってもらう e t c …

自治体が本条例の周知増強計画（数年間）を設定して、その後に当委員会でその評価について諮問してはどうか？

従って、当委員会はその間は休み。

### 【条例の見直しについて】

上記在り方についての私見では見直しにあたらなないと考える。

しかし、市民、最高規範、協働、それぞれの定義について改正が必要と思えるが、条例制定からの経過期間も考えると、ある一定期間、市民に当条例を周知した後に論議する事が望ましいと考える。

## 「川口市自治基本条例運用推進委員会について」

【委員会の在り方、認知度を上げるためには・・・】

市民が参加し市民の意見を市へ提言するための委員会であると思う。  
個別具体化した課題が生じた際に市民の参加を募り、臨時委員会の開催や、数年に一度、集中的に審議する形式をとるのはどうか。

現状では市民に直接影響がないので認知度をあげるのは難しいと思う。  
HP や広報以外では手作りの公告を作成する等、まずは関心を抱いてもらうのはどうか。

川口市企画財政部総合政策課総合政策係御中

川口市自治基本条例運用推進委員会のあり方について

市民の手による幸せな地域社会づくり実現のため、当面、運用推進委員会は存続。

見直し以前の問題として、条例に添った運用がされているかの検証が第一。そのためには運用推進委員会の機能を発揮して公聴会等を開き、市民の声を吸い上げ反映させることも必要であると考えます。

また啓発のために記念日の制定を提案します。

川口市自治基本条例の日・・・川口の日【11月10日】をもってこれに当ててはいかが？ 前回の会議の際に触れた教育の現場での啓発にもつなげやすいと思います。



自分が「市民への周知を第一にすべき・・・」といいながらも、それを実行するにはどうしたものか・・・

市の広報誌に載せたとしても一瞥で終わってしまうだろうし、アンケートをとっても「知ってる」「知らない」で、それで終わってしまう。

私自身、市民投票の件は事例があったことでより良く理解することができたが、市民にとってのメリットを示す・事例をあげることで、より身近に感じてもらえるのではないだろうか。

ひとつの事例として、市役所の庁舎建設に関するパブリックコメントや市長への手紙など、市民が気楽に市政に参加できる一つの手立てだが、市民はそれが「市民参加条例」ということなどは意識していないのではないだろうか。

まして、自治基本条例のひとつとは思っていない・・・というより、その存在自体を把握していないと思う。

上から流れを作るより、事例を挙げて、下から流れを作っていく方が、わかりやすいと思う。

それらを周知すること・場所を考えると、「自治基本条例って知っていますか？」などのやさしい表現で、市民が身構えることなく興味本位でも参加できる場所を、市のイベントなどと並行して行っていくことで、少しでも理解してもらえるのではないだろうか。

## 今後の運用推進委員会のあり方についての意見

- 1、この運用推進委員会の目的を「川口市自治基本条例」の市民への周知・啓発活動に特化させる。
- 2、明年4月には、「川口市自治基本条例」施行から5年という節目の時を迎えるので、「川口市自治基本条例」に特化した市民意識調査を実施する。
- 3、その市民意識調査を実施する際の、アンケート項目や、質問内容、運用推進委員の「川口市自治基本条例」に関する意見や過日、ゲストスピーカーの話を伺った上での感想等を紹介するなど、運用推進委員が実行委員となって5年経過後の検証を行うことを提案します。
- 4、「川口市自治基本条例」に特化した市民意識調査を行った後、その結果を基にさらなる周知・啓発のに向けた議論を行い、「川口市自治基本条例」から5年経過を踏まえた運用推進委員会としての諮問を市長に提出する。
- 5、その後は、「川口市自治基本条例」から5年経過を機に、運用推進委員会の開催方法も見直し、例えば現行の1年ごとに半分の委員を入れ替える方式をやめ、通常の審議会のように2年任期で一斉に委嘱することを提案します。半分を入れ替える必要があったのは、運用推進委員会発足時に策定委員を運用推進委員会の半数に委嘱するためであり、5年経過後はその初期の目的は果たされたと考えます。

以上、個人的な見解も述べましたが、提案いたします。

Send Date:2013/07/11 13:01:52

Recv Date:2013/07/11 13:02:08

属性:

添付ファイル:

条例の目的が、まちをより良くすることにあるのだから、広報の目的も同じであるはずですが。広報を目的にする時に、それが自己目的化してしまわないよう、気をつける必要があると思います。あくまでも「より良いまち作り」という結果に繋がる広報を目指すべきだと思います。

より良いまちづくりのために、それがいかに重要な役割を果たしているのかという点は、大きなアピールポイントであるはずですが。ですから、条例が、いかに、より良いまちづくりに貢献しているのか(それとも貢献していないのか)、という点を議論することも、広報には欠かせないことだと思います。

委員会の在り方については当面、このままで良いと思います。

ただし、開催の総時間数を考えると、踏み込んだ具体的な議論を本委員会に期待するよりも、大枠での監視機能としての役割を期待するのが良いと思います。

条例の運用状況を監視する機関が、形式化していくのはやむをえないことだと思います。むしろ定期的に開催することで、その監視機能が有効に働く場面もあると思います。

----- End of Forwarded Message

## :自治条例委員会 課題

市民への認知度をどう高めるかが大きな課題となっておりますので、運営委員会ではこれをどう上げていくかを考えていければ。と思っております。具体的な方法を考え、実行し、結果を分析する。これを繰り返し、少しずつ認知されればよいと思います。

運営委員会での上記の活動が難しい場合は（何らかの規制がある等）、別にチームを作り、認知度を上げる活動する必要があると思います。別のチームで進める場合、運営委員会は現在の活動方法では不要に思います。前回も意見が出ましたが、必要となった時、その都度、委員会を立ち上げる方法が良いように感じます。

必要となった時に委員会を立ち上げ、その時のテーマに特化した話し合いをする方が、時間、予算ともに効率良く進められるのではないかと思います。

問題の認知度を上げる方法ですが、前回意見の出た、学校（義務教育の過程）で勉強するというのが良いと思います。また、川口市はマンションが多く建築されるなど、他県から引っ越してくる人が多い市だと思います。そこで、市役所で転入届を行う際に川口市の地図やゴミのルールなど生活に必要な情報を頂けますので、一緒に配布することも良いのではないのでしょうか。

ただし、学校の授業や転入者への配布時に大事なことは、条文のコピーを渡すだけでは意味がないということです。川口市として、どのような意味を持ってこの条例を作成したのかを併せて示す必要があると思います。

どうぞ、宜しくお願いいたします。

## ＜自治基本条例運用推進委員会のあり方＞

### 1. この条例の認知度をあげる具体的な方策

自治基本条例が一般市民にあまり広がっていない（認知度 25%）ということから如何にして認知度をあげるかということが問題となりました。その最も大きな原因の一つは PR が不足と思われれます。

この条例は極く当たり前の事柄が多く書かれています。下記に述べる様々な方策で広報活動をするにより多数の市民がなるほどと理解を示してもらえと思われれます。「日本国」には「憲法」があるように「市」には「自治基本条例」が必要であることを認知してもらうことが大切です。それにより「市の自治」が保たれ、住みやすい街づくりができることを機会を捉えて、市民に訴えかけることが必要と思われれます。

言うまでもないことですが、認知度を上げることそれのみが本来の目的ではなく、実際にこの条例の内容を理解し市政に関心を持ってもらい実生活に生かすことこそが重要であることをよく理解しなければならないと思います。

以上のようなことを踏まえて、認知度をあげる方法を以下に掲げます。

#### (1) メディアおよび広報誌の活用

現在も一部実施されてはいるが、繰り返し市の広報誌に掲載をする。若者はインターネットなどのメディアに強いのでそちらでの情報発信も活用する。

#### (2) 公聴会・対話集会

作成に携わった人や学識経験者から条例作成の経緯やこの条例の必要性を市内の公民館などを利用し、できれば対話形式で話してもらう。

#### (3) 学校教育

これからの人に早期に知ってもらうことが重要。義務教育の社会科の授業に組み入れてもらう。「憲法」の授業で行うと理解が得やすいのではないか。分かり易い短編映画などを作製し上映するのも一法。低学年では紙芝居や絵本を使うなどの配慮も必要か。

#### (4) 町会・自治会・管理組合

川口市にはマンションが多く建っており、出前授業を行いやすい。市民の関心が高い“危機管理（災害対策）”などと組み合わせると具体性が増し興味をひき易いと考えられる。

などが挙げられる。

## 2. 運用推進委員会の在り方

この委員会の在り方については、基本的にはその名前にあるように「運用推進」であることから運用状態を確認し条例の内容を押し進めることが求められていることとなります。

昨年例をみますと、「危機管理」がテーマであり、その関連する専門家をお呼びして現状を聞くことにより、また委員会の中での積極的な討議により、「自助」および「共助」が有効的に機能するような啓発が必要であるという答申となったと記憶しています。この答申もよく出来ていると思いますが、その後答申の内容が市民にどう反映されているか、どう浸透するような施策がとられているのかが目に見える形で表れていないように思われます。この委員会の限界でしょうか、委員会の役割というか権限をはっきりさせることが在り方を決める重要なものと思います。

問題を提議するだけでよいとは思われず、答申されたものがどう運用されどのように推進されているのかを判断し進めていくのが大切なことと思います。

前にも述べましたように、現在特に見直すところが見当たりません。今後社会情勢や価値観の変化に伴いあるいは追加するところはあるかとも知れませんが、それはその時点で考えればよいことと思います。

今後のテーマを両委員長に一任することになりました。その内容にもよりますが、委員会の頻度は内容を密にするためにも諸事情もあるでしょうが、月1回程度は必要と考えます。それであれば任期は現状2年でよく、構成も多くの人の意見を取り入れることを考えると、現状から公募で2~6人程度増やすのがいいと思います。

自治基本条例の認知度が上がってくることによりこの委員会の在り方も違ってくことを期待したいと思います。多くの市民がこれを知ることにより様々な意見・要望がでてくるのが考えられ、そのときにこそ委員会の存在価値がでてくるのではないと思われれます。

「今、川口市で何が問題となっているのか」「どんなことが深めるべきテーマなのか」を明らかにしその項目をモニタリングし、委員会で論議した結果で、最後に自治基本条例の見直しやさらには改正までの提案を行う、それが本委員会の役割ではないでしょうか。

大勢の市民の市政への参加と大いなる盛り上がりを期待します。

以上

## 【テーマ】市民への認知度を高めることと関連させた運用推進委員会の在り方

### ●条例の認知度を高めるためには？

#### 1) 市民を対象にしたアンケートなどで条例の周知度を把握

周知度を把握することは、これから認知度向上を進めるにあたって必要な作業だと考えます。

アンケートを取ることによって、年代別の周知度を把握でき、ターゲットを絞れる・年代に合ったPR活動の選択が可能になると思います。

また、市民が市政やコミュニティー活動に関する情報をどこで多く入手し活用しているのかも把握でき、PRや情報伝達手段を選択するうえで有効だと思います。

#### 2) 市民の目線にあった情報を発信

自治基本条例は市民の生活に直接かかわってくるものではないため、市民の興味が薄いのは致し方ないことだと思います。興味を持ってもらうためには、条例が市民にどのような形でどんな風に関わってくるのかを、わかりやすい事例等を挙げて、具体的に紹介する必要があるのではないのでしょうか。

その際には、一般の人が理解しづらい行政用語や法律用語をなるべく排除し、一般的で理解しやすい用語に置き換えるなどの工夫が必要だと思います。

また、イベント等の情報配信に絡ませるなどして、さまざまな場面において条例との関連性を伝達することによって、条例が他人ごとではなく自分にも関係することを認識してもらう必要があると思います。

#### 3) PRの場所やタイミングを考える

他市の広報活動を例にとると、やはり市の広報誌が最も活用されているようですが、さらなる広域な広報を考えるのであれば、たとえば次のような手段を案として考えてみてもいいのではないのでしょうか？

- 川口市HPを利用

HPトップに大きなバナーなどを設置して「自治基本条例」が目につく回数を増やす

- 学校教育の場を借りる

公立学校の生活・社会科・公民などの授業で自治基本条例について取り上げてもらう。また、興味を持ってもらえるようなパンフレットを作成・配布すると保護者の目にも触れることになり、二次的伝達になるのでは？

- 若年層向けの広報

若年層が広報「かわぐち」を定期的に読んでいるとは考えづらく、口コミでの伝

達が有効だと思われる。たとえば「LINE」のような媒体で若年層向けのイベントなどの情報配信や、公的な場所のみならずコンビニ・TSUTAYAなどにパンフレットを置かせてもらって、周知を図る。

また、「川口市自治基本条例」という名称自体が一般の方には長く、また、敷居の高さを感じるため、もう少し親しみやすく、覚えてもらいやすく、かつ、口にしてもらいやすい略称などを考え、その略称でPR活動を行ってもいいかもしれません。

#### ●運用推進委員会の在り方（構成、任期、開催頻度等）

当面の役割を条例の認知度向上に置くのであれば、委員会は、上記のようなことを審議し、具体的な方法を考える場としての運営が望ましいのではないのでしょうか？

また、より有効な委員会の運営を目指すため、実際に自治活動に深く従事していらっしゃる方を構成メンバーに加えると、市民の意見やよりよいPR方法なども見えてきて、効率的なPRにつながるのではないかと考えます。それぞれの年代から公募を募るのも一理あるかもしれません。

任期に関しましては、現行の2年が妥当かと思いますが、様子を見て今後変更していてもいいと思います。募集の関係などで決定期日が決まっているようであれば、それまでに委員の任期も審議内容に含めて検討していけば良いのではないのでしょうか？

開催頻度に関してですが、まずは委員会にて何らかの具体的な照準を定め、それに向けての開催になるかと思います。委員の皆様のご都合も含みながら、意義のある委員会にするために、開催頻度を増減していくのが望ましいかと思います。たとえば、現行のように条文を審議する委員会であれば、さほど開催の必要性は感じませんが、認知度向上を掲げていくのであれば、現行の頻度では足りないように思います。



2013年6月5日

次回（7月31日）の第6回川口市自治基本条例運用推進委員会に向けての事前意見

テーマ：「条例の認知度を向上させるための手立て」及び「運用推進委員会のあり方」

---

【前提】現在の運用推進委員会の委員構成及び任期（手引き27頁）を変更しない（所与の条件とする）ことを前提としたうえでの意見及び提案です。

【意見及び提案】

① 条例の認知度の向上と運用委員会の任務との関係について

－1：条例第33条第1項に規定する「この条例の運用状況について検討」することを運用推進委趣旨に適合した施策等が実施されているか、また、その実施の結果として当該規定の趣旨が実現されているか—について検討することと定義できると思います。そう考えますと、現在の運用推進委員会の陣容（人材面と時間面とノウハウ面でのそれ）で果たしうる（果たすべき）検討内容を各規定毎に決定する必要がありますが、現時点では、まだその段階に至っていないので、条例の運用状況の検討の前に、市民に条例そのものの認知の拡大と浸透を図る手立てについて検討することを委員会の任務としたもの、つまり認知（市民に知らしめること）も運用の一環であると位置づけたものと理解します。

－2：では、条例の認知度を向上させることを運用推進委員会の検討事項とした場合、具体的な手順として以下をクリアーにする必要があると思います。

1) 認知度向上の目的

条例の内容について市民に認知してもらうことで、どんな効果を期待するのか。認知した結果、自治と行政に対する市民の意識や理解にどんな変化がおきることを目指すのか。

2) 認知度の向上の有無（度合）の測定方法

認知度の向上の度合いを測る尺度を、市民の意識における住民自治と行政の役割等に対する理解であるならば、条例の規定に基づく各種施策の可視化が必要ではないか。その目に見える施策に対する市民からの（反対意見を含む）フィードバックを得て、初めて認知度を客観的に測定できるので

はないか。

② 運用推進委員会の機能の維持に関する提言と希望

－ 1：正副委員長による交通整理

（公募）委員が2年任期であることを考えると、それまでの委員会での協議内容や仕掛または未決定事項に対するフォローなどが次期委員へスムーズに承継されるようにするために、ア）交通整理役としての正副委員長の采配（何を優先するか、どのようなアプローチをとるか）について委員を啓蒙し、意見を引き出す）とイ）総合政策課による実務的な補佐に多くを期待せざるを得ません。

－ 2：任期終了委員による終了後の関与

任期が終了した元委員が、（市民として）終了後も委員会の協議状況にアクセスし、かつ意見表明できるチャンネルを開設していただきたい。具体的には、ア）市のサイトに本委員会の会議録を公開する、イ）Eメールによるコメントや意見表明を許可する。

以上

平成25年 7月19日

## 川口市自治基本条例の認知度を高めることと関連させた川口市自治基本条例運用推進委員会のあり方

### 1. 今後の市民等への周知・広報活動について

- ① 「川口市自治基本条例」の根幹である「住民自治」の大切さ、日本国憲法で保障されている「地方自治の本旨」及び「住民自治」の理念を市民等に訴え、広報する。  
(今までの広報活動は、「自治基本条例が制定されたこと」及び「制定過程」(50人の委員、2年間、240回の会議)に力点が置かれていたように思われる。)
- ② 市長が、「日本一の住民自治の街」をめざすと宣言し、住民自治を推進する。  
(平成13年、市長は、「日本一のボランティアの街」をめざすと宣言し、推進している。)  
(宣言する方も、聞く方も、「住民自治」、「ボランティア」を意識し、考えるようになる。)
- ③ 川口市内の主要な場所に、「住民自治 日本一の街 川口市」の看板を設置し、周知を図る。
- ④ 小中学校教育の一環として、「住民自治」の大切さを教育する。
- ⑤ 小中学校の子どもにもわかる教材としてのパンフレットを作成、使用し、併せて家庭への普及、啓発に役立てる。(大阪府豊中市は小学校六年生を対象としたパンフレットを作成し、教育委員会、小学校教師の理解を得て、教材として使用している。)  
(大阪府豊中市の実例サンプルを、ご参照願います。)

### 2. 川口市自治基本条例運用推進委員会のあり方について

自治基本条例策定委員会及び運用推進委員会における議論を整理し、運用推進委員会の役割を明確化する。

・運用推進委員会の平成22年(第1期)答申、平成23年(第2期)答申、平成24年(第3期)答申のいずれにおいても、運用推進委員会のあり方については、引き続き検討することになっている。

(委員の任期、定数、開催日数、常設型という開催形態等)

- ① 自治基本条例運用推進委員会設置の趣旨は、自治基本条例を作りっ放しにしないということである。
- ② 自治基本条例運用推進委員会は、自治基本条例に明文化されており、必置委員会である。

- ③ 現在の自治基本条例運用推進委員会の機能は、市長からの諮問に応じ、調査審議し、施行に必要な提言を行うことができる機能である。(現在の委員会の所掌事項は、自治基本条例の運用、啓発、見直し、検証及び委員会のあり方の5項目である。)
- ④ 自治基本条例の運用推進状況を、毎年、チェックする。  
そのためには、川口市総合計画の各主幹課(議会事務局を含む)による短期・中期・長期の自治基本条例推進アクションプランの作成が不可欠である。  
(熊本県合志市の事例サンプルを、ご参照願います。)
- ⑤ 川口市総合計画の各主幹課(議会事務局を含む)による自治基本条例推進アクションプランの作成は、市議会議員及び市職員の大いなる啓発活動になる。
- ⑥ 自治基本条例が、広く市民に愛され受け継がれていくためには、まず最初の計画(P)を立て、P(計画)、D(実行)、C(チェック)、A(アクション)のサイクルを大きく回し、継続的改善を行う不断の努力が必要である。
- ⑦ 自治基本条例運用推進委員会には、次の役割(ミッション)、機能を持たせる。  
ア、川口市の最高規範(川口市の憲法)の立場から、行政をチェックする機能  
イ、川口市の最高規範(川口市の憲法)の立場から、議会をチェックする機能  
ウ、自治基本条例に関する広報・P.Iの企画、草案を作成する機能  
エ、市長からの諮問に応じ、調査審議し、施行に必要な提言を行うことができる機能(現在の委員会の所掌事項は、自治基本条例の運用、啓発、見直し、検証及び委員会のあり方の5項目である。)  
オ、市長から諮問のない事項についても、自治基本条例に関する改善意見を市長に提出することができる機能  
カ、自治基本条例についての違憲審査権を与える。
- ⑧ 自治運用推進委員会の定数を、現在の14名から16名に増やすべきである。  
(鳩ヶ谷との合併に伴い、市議会議員の定数を40名から45名に増員している。自治運用推進委員の公募委員を現在の8名から10名に増やすという意見である)
- ⑨ 自治運用推進委員会の開催日数、審議時間が不足している。少なくとも、毎月1回開催し、1回3時間の審議時間を確保し、ディスカッションを深めるべきである。
- ⑩ 各種委員会、審議会の抜本的な見直しを行う場合には、自治基本条例に直接かかわる審議会、委員会を洗い出し、自治基本条例策定委員会に準ずる規模の委員会に再編強化し自治基本条例の法体系全体のバランス、整合性を図る。  
(たとえば、自治基本条例により明記されている自治基本条例運用推進委員会、協働推進委員会、市民参加条例関連、及び市民投票条例関連の審議会、委員会の再編強化を図ること。)

### 3. 川口市自治基本条例の見直しについて

- ①日本国憲法に由来する「住民自治」の理念を高く掲げて、川口市自治基本条例の名称を「川口市住民自治基本条例」に改め、条例中「自治」とあるところを、すべて「住民自治」に改める。
- ②川口市自治基本条例の改訂条文を追加し、明確化する。
  - ・川口市市民参加条例及び川口市協働推進条例には、いずれも、条例の見直し条文として、「市長は、この条例の運用状況、効果等について、継続的に検証し、必要に応じ、見直しを行うものとする。」として明文化している。
  - ・川口市自治基本条例においても、法体系全体のあり方から見て、同様の見直し条文を追加する。
  - ・市民にとって使い勝手のよいハンドブックのような自治基本条例にする。

以上